



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 216 号

令和元年 8 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



若戸大橋

昭和 37 年 9 月に完成し、若松区と戸畑区を結ぶ長さ 2.627m の吊り橋で、開通当時は、東洋一の長さを誇りました。平成 30 年 12 月 1 日より無料化となり、それを記念して「若戸大橋ライトアップ」が行われています。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

軽減税率制度とは？

○軽減税率制度

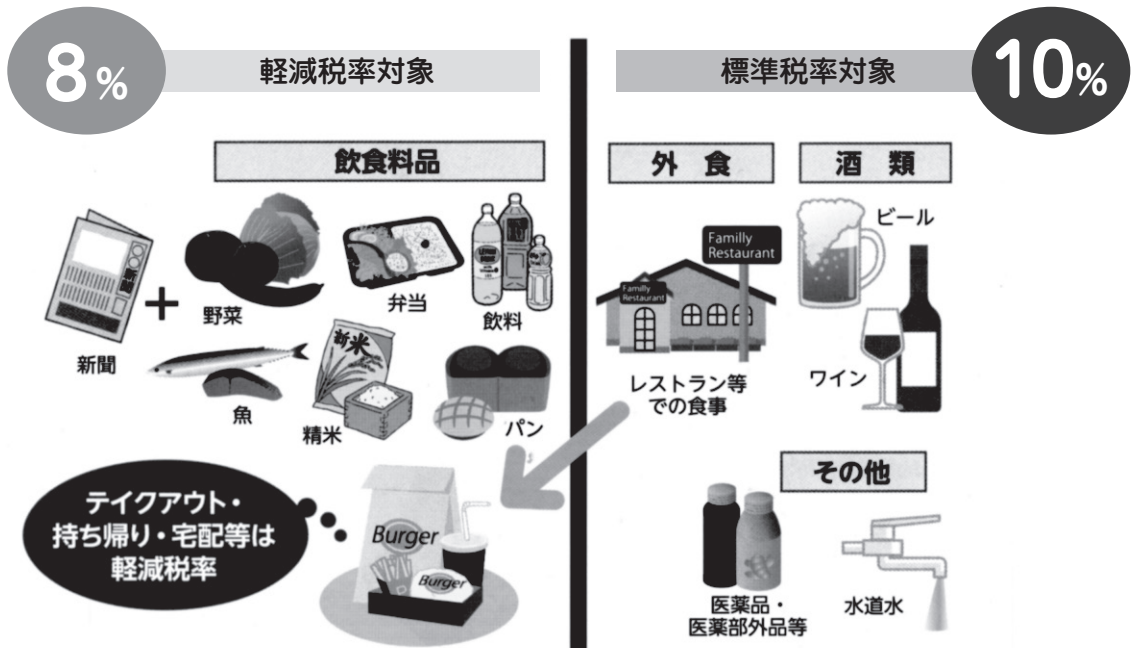
いよいよ、消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に上げられます。一定の商品・サービスについては軽減税率制度により8%になります。その対象となるのは、飲食料品と週2回以上発行で定期購読される新聞です。ただし、酒類や外食は対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを理解し対応していかなければなりません。



軽減税率対象品目

○軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



取り扱い品目の確認が必要 ～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

○「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲料食品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。⇒酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

請求書等の記載事項

○区分記載請求書のパターン

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」を記載する必要があります。記載のパターンは以下のような書式があります。

記号・番号等を使用した場合の
区分記載請求書等の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

同一請求書内で、消費税率ごとに商品を区分して
区分記載請求書等を発行する場合の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

消費税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分

請求書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分	43,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

軽減税率対象分以外

請求書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分	88,000円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

※「税率ごとに合計した対価の額(税込)」については、適格請求書等保存方式(2023年10月～)を見据えて、「税率ごとに合計した対価の額(税抜)および消費税額等」を記載しても差し支えありません。

「区分記載請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

領収書	
△△商事 様	2020年4月1日
¥1,527-	
但し、10%対象(酒代) ¥825-	
8%対象(食品代) ¥702-	
上記金額正に領収いたしました。	
〇〇スーパー 東京都〇〇区〇〇1-2-3	

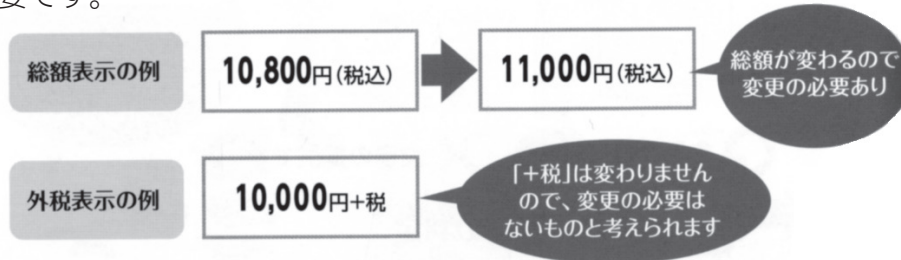
〇〇スーパー	
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇	
領収書	
2020年4月1日	
*ベーコン	¥270
*ネギ	¥108
*ヤマイモ	¥324
ワイン	¥825
10%対象	¥825
8%対象	¥702
合計	¥1,527
*は軽減税率(8%)対象商品	

軽減税率制度に対応した価格表示

○価格表示は分かりやすく

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法（総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示）によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食かテイクアウト等かで税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。



消費税転嫁対策特別措置法により、様々な表示方法が可能となっています。価格表示の変更が必要か確認するとともに、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、今一度表示方法を検討すると良いでしょう。

表示方法	メリット	デメリット
総額表示 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額が明確 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が強い 価格表示の変更作業が発生
特例※ 外税表示 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 価格表示の変更作業が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額がわかりにくい 消費税額の把握が困難
特例※ 税抜価格の強調表示 <small>(税抜価格と税込価格の併記)</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 値上がりした印象が弱い 本体価格が変わらないことをアピールしやすい 支払総額(消費税額)が明確 	<ul style="list-style-type: none"> 価格表示の変更作業が発生

(※) 消費税転嫁対策特別措置法により認められている特例

うちは「税抜価格の強調表示」にしようかな。

今回の消費税率引上げと軽減税率制度導入には、多くの準備が必要です。制度の理解や価格戦略と価格表示、システム改修等の準備を実施するため、早めに現状把握をおこない、対策を立てましょう。

業種や事業規模等によって対策すべき内容が異なりますので、早めに最寄りの税務相談所へご相談ください。

日本商工会議所 中小企業振興部発行
 中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策より引用

6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。宜しくお願いいたします。

税務相談所名	新専担税理士名
八幡税務相談所	川瀬 禎之